

横浜市立大学金沢八景キャンパス飲料自動販売機設置仕様書

1 業務の概要

(1) 件名

横浜市立大学金沢八景キャンパス飲料自動販売機設置

(2) 内容

横浜市立大学金沢八景キャンパスにおける飲料自動販売機（以下、「自販機」という。）について、本仕様書に基づき設置、運営する業務

(3) 設置場所、台数

横浜市立大学金沢八景キャンパス構内

横浜市金沢区瀬戸2番2号

計14台（A区分：8台、B区分：6台）

※詳細については、別紙「設置場所一覧」参照

(4) 契約期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

契約期間は原則として3年間です。2022年度以降の設置事業者については契約期間満了に合わせて再度選定することとします。ただし、サービス内容、管理運営状況等から、本学が設置事業者の変更を必要としないと判断した場合に限り、再契約を認める場合があります。

2 業者選定

売上手数料率による見積り合わせを行います。売上手数料として本学へ還元する利率を見積書に明示してください。

上位2事業者を選定し、下表に記載の設置場所区分に自販機を設置することができるものとします。なお、売上手数料率が同率の場合は、くじ引きとします。

順位	設置場所区分	設置台数
1位	A区分	計8台（建物内2台、建物外6台）
2位	B区分	計6台（建物内3台、建物外3台）

3 費用の負担

自販機設置に伴う次の事項は設置事業者の負担とします。

(1) 貸付料

単価（税抜）

建物内 1台につき 1,530円/月

建物外 1台につき 670円/月

(2) 光熱水費

自販機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置することとし、その計測結果に基づき算出された電気使用料金を負担することとします。

※電気使用料＝電気使用量(個別メーター測定値)×前年度金沢八景キャンパス実績単価

(参考：H29 年度金沢八景キャンパス電気料金実績単価＝17.54 円/kWh)

- (3) 費用の銀行振込手数料
- (4) 搬入、設置費用
- (5) 設置に伴う電気工事費用
電気使用量計測専用の個別メーター設置に係る工事費用も含まれます。
- (6) 契約終了時の自販機撤去に伴う費用及び原状回復費用
- (7) 自販機に併設する回収容器等の設置、修理及び更新等の費用
- (8) 商品補充・廃棄物回収運搬処理等のメンテナンス費用
- (9) その他自販機設置・運営に関する全ての費用

4 販売商品

(1) 商品構成

ア 自販機の商品構成は、設置場所の特性や季節等を踏まえ、常に学生のニーズに応えるべく対応するものとし、多品種、多品目により構成するよう努めてください。なお、タバコ及び酒類又はその類似品の販売は禁止します。

イ 飲料用自販機については、「はまっ子どうし」を必ず收容するものとしします。

(2) 販売価格

販売価格は標準価格から 20 円以上値引きした金額で設定してください。

(3) 商品補充・衛生管理

ア 商品が品切れになったときは速やかに補充して下さい。特に、人気商品の補充が追いつかないことがないように注意してください。

イ 衛生管理については関係法令等を遵守するものとしします。

ウ 賞味期限切れに注意し、賞味期限切れとなった商品はただちに販売を中止し、廃棄処分するものとしします。

5 自販機及び回収容器

(1) 自販機

ア 種類

給排水設備を必要とする自販機及び販売商品は設置できません。

イ 環境対策

原則としてノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、そのほかにも省エネに努めることとしします。

(2) 回収容器

回収容器は、原則として自販機 1 台につき 1 個以上の割合で設置するものとしします。

(3) デザイン

自販機及び回収容器は、周辺環境と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上決定するものとし

す。背面にガラス壁がある場所においては、歩行者等から自販機背面が見えないよう、工夫に努めることとします。

6 廃棄物の回収運搬処理

自販機に併設した回収容器の廃棄物については、原則として設置事業者の責任において処理するものとします。処理にあたっては、法律又は条例の規定に基づき、適切なリサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自販機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理するものとします。

また、回収頻度については、回収容器から廃棄物が溢れないよう十分配慮するとともに、周辺環境の美化に努めてください。

7 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

ア 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこととします。

イ 電気使用量計測専用の個別メーターを設置事業者の負担により設置することとします。

(2) 管理運営

ア 設置事業者は、自販機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこととします。

イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこととします。

ウ 自販機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とします。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事より前に本学の承認を受けることとし、工事は、電気関係法令を遵守して施工することとします。

エ 販売商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本学の指示に従うこととします。

オ 自販機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自販機本体に、販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記することとします。

カ 自販機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

キ 契約期間満了又は契約解除により、自販機を撤去した場合には、設置事業者の負担のもと原状回復を行い、本学の確認を受けることとします。

床面へ直接アンカー固定した場合の原状回復については、アンカー切断後、切断面をパテ補修することを最低限の条件とします。

8 賠償責任について

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自販機に起因する事故による本学及び学生等及び第三者への賠償は設置事業者の責任においてすべて行うものとします。

9 その他

本仕様書について定めのない事項については、本学と協議の上決定するものとします。

別紙:設置場所一覧

区分	番号 (設置候補場所)	場所		種類	台数	備考
A	1	総合体育館入口	建物外	飲料	1	既存入替
	2	YCUスクエア	建物内	飲料	1	既存入替
	3	本校舎東棟入口	建物内	飲料	1	既存入替
	4	本校舎西棟入口	建物外	飲料	1	既存入替
	5	学生交流ラウンジ入口	建物外	飲料	1	既存入替
	6	理学系研究棟側面	建物外	飲料	1	既存入替
	7	サークル棟A棟	建物外	飲料	1	既存入替
	8	第2グラウンド	建物外	飲料	1	既存入替
B	9	いちょうの館	建物内	飲料	1	既存入替
	10	本校舎東棟入口	建物内	飲料	1	既存入替
	11	本校舎西棟入口	建物外	飲料	1	既存入替
	12	文科系研究棟入口	建物内	飲料	1	既存入替
	13	理学系研究棟側面	建物外	飲料	1	既存入替
	14	サークル棟C棟	建物外	飲料	1	既存入替

◀ 至 第2グラウンド **8**

文化系サークル棟

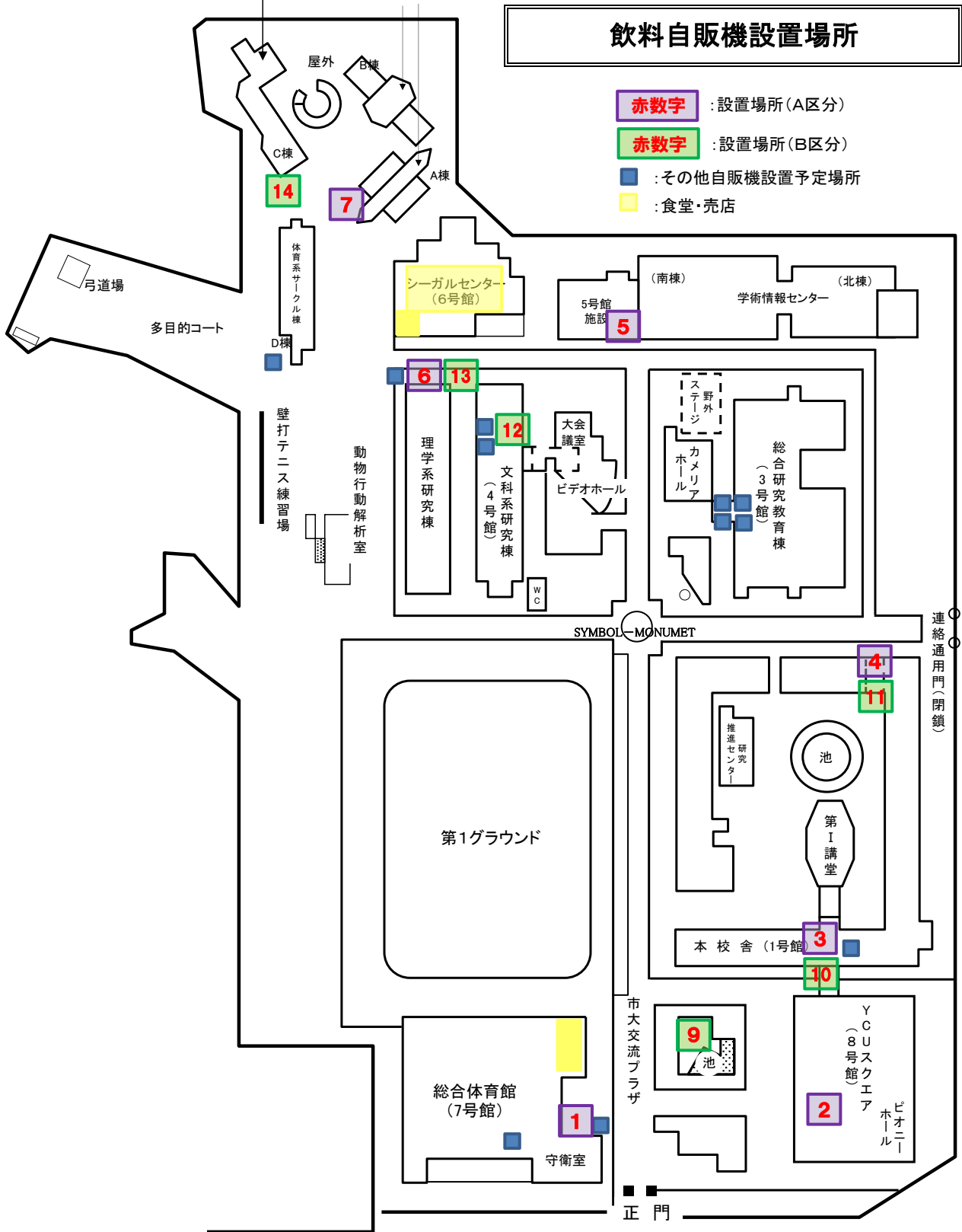
飲料自販機設置場所

赤数字 : 設置場所(A区分)

赤数字 : 設置場所(B区分)

■ : その他自販機設置予定場所

■ : 食堂・売店



金沢高校
連絡通用門(閉鎖)

◀ 金沢八景駅

金沢文庫駅 ▶

国道16号



京浜急行電鉄